

広島県告示第八百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年十一月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道津江郷原線	東広島市黒瀬町津江字大日迫七六〇番地先から 東広島市黒瀬町津江字柳岡八〇五番地先まで	平成二〇年一〇月三〇日